

## 簡易生命保険契約の平成 30 年度契約者配当の実施について

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、保険料の算出方法書の変更について、本日、総務省からの認可を受け、簡易生命保険契約に対する平成 30 年度の契約者配当を、次のように実施することにしました。

### 1 概要

平成 30 年度の契約者配当として、1,014 億円を分配することとし、平成 30 年 4 月 1 日以降の契約者配当に適用します。

なお、契約者配当金の例は、別紙のとおりです。

### 2 配当基準

基本契約・特約ごとに次に掲げるアからエの合計額に、オの額を加算した額を分配します。ただし、アからエの合計額がマイナスとなる場合は、オの額とします。

ア 死差配当	危険保険金等に死差配当率を乗じた額 例：平成15年9月加入契約の死差配当額（危険保険金100万円あたり） （普通養老保険（15年満期）、加入年齢40歳） <table border="1"><tr><td>男 性</td><td>1,640円</td></tr><tr><td>女 性</td><td>490円</td></tr></table>	男 性	1,640円	女 性	490円
男 性	1,640円				
女 性	490円				
イ 特約支払差配当	特約保険金に特約支払差配当率を乗じた額 例：平成15年9月加入契約の特約支払差配当額（特約保険金100万円あたり） （疾病傷害入院特約、加入年齢40歳） <table border="1"><tr><td>男 性</td><td>4,370円</td></tr><tr><td>女 性</td><td>2,840円</td></tr></table>	男 性	4,370円	女 性	2,840円
男 性	4,370円				
女 性	2,840円				
ウ 費差配当	保険金に保険金比例費差配当率を乗じた額と保険料に保険料比例費差配当率を乗じた額の合計 例：平成15年9月加入契約の費差配当額 （普通養老保険（15年満期）、加入年齢40歳、保険金100万円） <table border="1"><tr><td>男 性</td><td>3,250円</td></tr><tr><td>女 性</td><td>3,232円</td></tr></table>	男 性	3,250円	女 性	3,232円
男 性	3,250円				
女 性	3,232円				

エ 利差配当	責任準備金に利差配当率を乗じた額 [ 利差配当率：次の配当利率と加入時の予定利率との差 ] 例：平成 15 年 9 月加入契約の配当利率 (普通養老保険 (15 年満期)、加入年齢 40 歳) <table border="1" data-bbox="491 344 724 385"> <tr> <td>配当利率</td> <td>0.73%</td> </tr> </table>	配当利率	0.73%
配当利率	0.73%		
オ 配当利息	既に分配された積立配当に配当利殖率を乗じた額 配当利殖率：0.01% (参考) 年ごとの効力発生応当日後の配当利殖率：0.01% 注：財形商品、確定拠出終身年金保険については、「年ごとの」を「4 月の月ごとの」に読み替えて、配当利殖率を適用します。		

なお、既に約款でお約束している契約者配当については、引き続き実施します。

注 既に約款でお約束している契約者配当とは、昭和 59 年 9 月に保険料の改定(引下げ)を行った際、保険料改定前後における契約間の公平性の観点から、昭和 59 年 8 月以前の契約に対し、保険料率の調整として行うこととした配当等です。

電話でのお問い合わせ先：かんぽコールセンター 電話：0120-552-950 受付時間：平日 9:00~21:00 土日休日 9:00~17:00 (1月1日から3日を除きます) ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます
--

# 契約者配当金の例

## 1 養老保険等

満期年月 平成 30 年 9 月  
 加入年齢 40 歳  
 満期保険金額 100 万円  
 付加する特約災害特約及び疾病傷害入院特約

保険種類	性別	月額保険料	当年度分配額	満期時支払 配当金額	(参考) 仮に前年度の配当基準を そのまま適用した場合	
					当年度分配額	満期時支払 配当金額
		円	円	円	円	円
普通養老保険 (15年満期)	男性	6,350	4,666	46,133	5,127	46,594
	女性	6,180	2,968	33,315	3,279	33,626
普通養老保険 (20年満期)	男性	4,580	6,020	45,185	6,424	45,589
	女性	4,370	4,502	37,836	4,784	38,118
特別養老保険 (15年満期2倍型)	男性	7,280	9,332	88,492	10,255	89,415
	女性	6,880	5,936	59,767	6,558	60,389
特別養老保険 (15年満期5倍型)	男性	10,050	28,332	226,197	32,924	230,789
	女性	8,950	15,043	141,600	18,550	145,107
学資保険 (15歳満期)	男性	6,110	1,661	29,298	1,751	29,388
	女性	5,980	971	22,468	1,041	22,538

注1 学資保険の加入年齢は、被保険者0歳、契約者40歳の場合で、契約者の性別は被保険者と同じ場合です。

2 特約は、基本契約の加入時に付加した場合です。

3 特約保険金額は100万円（特別養老保険は2倍型200万円、5倍型500万円）の場合です。

4 表中の配当金額は、請求時支払がないものとして算出した場合です。

## 2 終身保険

加入年月 平成 15 年 9 月  
 加入年齢 40 歳  
 保険金額 100 万円  
 付加する特約災害特約及び疾病傷害入院特約

保険種類	性別	月額保険料	当年度分配額	当年度を含む 配当金額累計	(参考) 仮に前年度の配当基準を そのまま適用した場合	
					当年度分配額	当年度を含む 配当金額累計
		円	円	円	円	円
普通終身保険 (60歳払込済定額型)	男性	6,720	882	34,869	2,207	36,194
	女性	5,940	1	22,223	650	22,872
普通終身保険 (60歳払込済2倍型)	男性	5,280	1,584	34,218	3,303	35,937
	女性	4,560	0	19,777	1,085	20,862
特別終身保険 (60歳払込済)	男性	7,230	882	34,379	2,029	35,526
	女性	6,610	1	22,472	650	23,121

注1 平成30年度の年ごとの効力発生応当日に死亡した場合の金額です。

2 特約は、基本契約の加入時に付加した場合です。

3 特約保険金額は、100万円の場合です。

4 2倍型普通終身保険は、死亡保険金額100万円（保険料払込期間満了後の死亡保険金額は50万円）の場合です。

5 2倍型普通終身保険は、平成16年1月加入の場合です。

6 表中の配当金額は、請求時支払がないものとして算出した場合です。